



30 墨監第 87 号
平成 30 年 5 月 18 日

墨田区教育委員会教育長
加藤 裕之 様

墨田区監査委員	長谷川	昌	伸
同	福島	優	子
同	寺田	政	弘
同	木内		清



平成 29 年度定期監査（第 2 回）等の結果に基づき区長等が講
じた措置の公表について（通知）

このことについて、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、下記のとおり
措置結果を公表したので、通知いたします。

記

- 1 公表方法
墨田区告示式による。
- 2 公表日
平成 30 年 5 月 18 日
- 3 公表文
別紙のとおり





墨田区監査委員公告第 1 号

平成29年度定期監査（第2回）等の結果に基づき講じた措置について、墨田区長及び墨田区教育委員会教育長からそれぞれ別紙のとおり通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

平成30年5月18日

墨田区監査委員 長谷川 昌 伸

同 福 島 優

同 寺 田 政

同 木 内 清

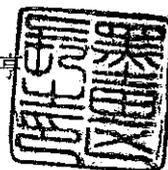




30墨総総第148号
平成30年4月23日

墨田区代表監査委員
長谷川 昌伸 様

墨田区長 山本 亨



平成29年度定期監査（第2回）及び随時監査の
結果に基づき講じた措置等について（通知）

平成30年3月23日付け29墨監第304号により通知された「平成29年度定期監査（第2回）及び随時監査の結果の取扱いについて（通知）」による監査指摘事項及び監査委員意見、並びに随時監査（その2）に対して、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

【担当】

総務部総務課庶務係 鈴木 内3802



平成29年度定期監査（第2回）の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区長

指摘事項について

監査結果の内容	措置内容
<p>(1) 指摘事項</p> <p>ア 事務事業を行うに当たり、事案の決定手続が確認できないものや事案の決定手続に誤りがあるものがあった。</p> <p>(ア) 事案の決定手続が確認できないもの</p> <p>a 収入事務の私人への委託で、委託に伴う告示及び証書の交付に係る起案文書がないものがあった。(総務課)</p> <p>b 起案文書に事案の決定権者の押印がないまま、事務事業が行われているものがあった。(スポーツ・学習課、経営支援課、子育て政策課、都市整備課)</p> <p>(イ) 事案の決定手続が誤っていたもの</p> <p>a 墨田区事案決定規程に定める副区長が専決を行うものを、部長による専決としているものがあった。(国保年金課、税務課)</p> <p>b 墨田区事案決定規程に定める部長が専決を行うものを、課長による専決としているものがあった。(人権同和・男女共同参画課、地域活動推進課、オリンピック・パラリンピック準備室、産業振興課、経営支援課、生活福祉課、子育て支援</p>	<p>a 庁舎駐車場収納事務委託に伴う告示等において一部起案文書が漏れていた。今後はこのような事務の漏れがないよう、マニュアルを作成するほか、進捗状況を確認できるようなチェック体制を構築していく。また、係内で情報共有を行い、職員間での注意喚起も行っていく。</p> <p>b 承認取消しを行い、改めて適切な処理を行った。今後はダブルチェックなど体制を整え、確認を行っていく。</p> <p>a 墨田区事案決定規程に基づき、適正な決定区分により、改めて起案決定手続きを行った。適正な文書事務執行は、行政運営の基本なので、全庁的に実施する研修や課内研修において再度周知を行い、職員の意識向上を図っていく。</p> <p>b 墨田区事案決定規程に基づき、適正な決定区分により、改めて起案決定手続きを行った。</p>

課、子育て政策課)

イ 特殊勤務手当で、勤務を要しない日に支給されているものや誤って同日に重複して支給されているものがあった。(生活福祉課、高齢者福祉課)

ウ 「墨田区医師会・歯科医師会事業等補助金」で、事業実績報告書に補助金交付対象以外の経費を併せて計上したため、誤った精算が行われているものがあった。(保健計画課)

エ 「墨田区民間児童館先駆的活動事業推進補助金」で、事業運営費が要綱に基づき算定額よりも多く交付されているものがあった。(子育て政策課)

イ 特殊勤務手当の重複支給については、承認取消しを行い、手当を返還した。今後は、重複支給のチェックとともに、年次有給休暇取得日や勤務を要しない日に手当を支給することがないよう、承認者による確認を徹底する。また、毎月決まった日に課内全職員に対し各自の出勤簿の確認をするよう働きかけていくことから、今後も継続して注意喚起を図っていく。

ウ 補助金交付対象とならない経費(会議用のお茶の購入代金)については、事業実績報告書を修正のうえ返還させた。実績報告書の審査にあたっては、ダブルチェックを行うべくこととする。

エ 過払い金については返還させた。今後は要綱を確認し、複数の職員でチェックすることにより、誤りを防止する。

平成29年度定期監査（第2回）の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区長

監査委員意見について

監 査 結 果 の 内 容	措 置 内 容
<p>(1) 適正な事務の執行について 今回の監査においては、これまでの定期監査の結果に基づき講じた措置等により、一部の事務で改善が見られたが、事案の決定手続が確認できないもの、事案の決定手続が誤っていたもの、また交付要綱に基づかない補助金の執行などの不適切な事務処理が、依然として見受けられた。 今回の結果を受け適切な事務処理の執行について、更なる改善策の検討や強化を要望したい。 特に指摘事項に挙げた事案の決定手続に関するものについては、事務事業を進める上での根幹をなすものであり、不適切な事務処理は区民の信頼を損なうことに繋がる。管理監督者の的確な指導・監督、職員一人ひとりの意識の向上や知識の習得はもとより、事案の決定手続を所管する部課においても、全庁的に適正な事務執行が行われるよう、周知・指導等の徹底を図りたい。 また、補助金の執行に伴う指摘事項に関しては、補助金が交付される団体に対し交付要綱に則った適正な事務処理を遺漏なく指導するとともに、所管課においても交付申請の審査や実績確認のためのチェック体制を見直すなど、同様の誤りが生じないよう努められたい。</p>	<p>(1) 適正な事務の執行について 今回の定期監査結果通知に係る措置回答に当たっては、事務処理の更なる改善に向けて、指摘を受けた各課が取り組むべき項目を具体的に検討させることとし、①職員の資質向上に向けた研修計画の内容、②マニュアルの整備、見直し、③組織としてのチェック体制に係る具体的な改善策等の各項目について報告させた。 管理監督者の的確な指導・監督、職員の自発的な知識の習得等は適切な事務処理を進める上で欠かせない要素であることから、各課で作成した改善策については、措置内容を明示のうえ確実に実行することにより、適切な事務処理の執行に努めていく。 なお、補助金の執行に伴う指摘事項についても、同様に改善策が挙げられているので、適正な事務執行を行っていくよう継続して働きかけていく。</p>

(2) 特定個人情報等の安全管理について

特定個人情報等の適正な取扱いについては、定期監査（第1回）の監査結果報告書で意見を述べたが、この間、昨年11月から「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律27号。以下「番号法」という。）に基づき、異なる行政機関間の情報連携も本格運用されたところであり、より厳格な運用が求められている。

特定個人情報の安全管理措置については、番号法、ガイドライン、国の通知、並びに区の基本方針及び規程に基づいて、組織的、人的、物理的、技術的の側面から安全管理措置を取り組むこととしている。

人的安全管理措置では、特定個人情報を取り扱う事務に従事する全職員に対し基礎的な知識を習得する研修を実施している。また、組織的安全管理措置では、特定個人情報を取り扱う全ての事務に関し、管理票及び取扱状況の記録簿の整備等を行い、事務の範囲や取扱責任者の明確化を図っている。

しかし、特定個人情報の取扱内容は、事務によって異なることから、基礎的研修に加え、各課においても、個別の事務に応じた実践的な研修も行う必要がある。

また、点検及び監査については、それぞれ定期及び必要に応じ行うこととしてしているが、いずれも十分な取組が行われているとは言えず、これらについても規程に則り実施する必要がある。

今回の監査においては、不適切な事務処理は無かったものの、今後、情報連携に伴い社会保障・税番号（マイナンバー）制度を活用する事務が増加することから、特定個人情報等の安全管理措置の一層の徹底に努められたい。

(2) 特定個人情報等の安全管理について

特定個人情報等の総括保護管理者（副区長）は、毎年度、特定個人情報等の取扱いに関する教育研修の実施計画を策定し、保護管理者（課長等）や特定個人情報等を取り扱う職員に対して計画的に教育研修を実施している。

策定した実施計画に基づき、平成29年度は、保護管理者、特定個人情報等を取り扱う職員（非常勤職員及び臨時職員を含む。）及び特定個人情報を取り扱う業務に従事する派遣労働者を対象に、特定個人情報等の安全管理措置に関する集合研修を実施したほか、特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する職員を対象に、サイバーセキュリティの確保に関する事項を内容とするeラーニングを実施したところである。

また、副総括保護管理者（総務部長）が各保護管理者に対して自己点検チェックリストを配布し、自己点検を行わせただほか、保護監査責任者（企画経営室長）が、地方税に関する事務について内部監査を実施した。

今後は、策定した教育研修の実施計画を各保護管理者へ周知し、各課で実施する職場内研修において、特定個人情報等の取扱いに関する事項を研修内容に含む等、各課の事務の性質に応じた研修の実施を促していく。

平成29年度定期監査（第2回）の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区長

随時監査（その2）

監 査 結 果 の 内 容	措 置 内 容
<p>(1) 工事件名 紅葉橋維持補修工事</p> <p>監査結果を行政施策に反映させるため、地方自治法第199条第10項の規定に基づき、次のとおり監査意見を述べる。</p> <p>工事技術調査では特に指摘事項はなかったが、主な留意すべき点として、請負人から提出された施工計画書に特記仕様書の内容が十分に反映されていないことが挙げられた。</p> <p>工事の履行に関する監督は、区長が指定する職員（以下、「監督員」という。）が、契約書、仕様書及び設計書等関係書類に基づいて行うものであり、墨田区工事施行規程では、「監督員は、請負人から提出される書類を、請負人提出書類処理基準に基づき処理するものとする。」と定めている。この「処理」には、書類を受け取り、保管するということだけでなく、書類に記載された内容についての精査も含まれている。監督員は、提出書類に不十分な点があると認められた場合には、請負人を指導し、追記や修正を求めるなど必要な措置を取らなければならない。そのためには、監督員自らが設計書や現場を調査し、工事の目的及び内容を十分に理解しなければならぬ。</p> <p>今後も、工事の円滑かつ適正な施行確保のために、監督体制の更なる強化に努められたい。</p>	<p>橋梁工事は、規模が大きく、技術的にもより専門的な内容となることから、橋梁工事における施工計画書について、監督員の現場案件、工事目的及び工事内容の十分な理解の確認や記載内容の漏れ等防止のため、照査担当者を新たに設けて確認する監督体制へと更なる強化を図る。</p> <p>また、進行管理課程においても、情報共有を十分に行い、工事全般のチェック体制の強化を図る。</p>

30墨教庶第163号

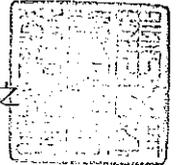
平成30年4月23日

墨田区代表監査委員

長谷川 昌伸 様

墨田区教育委員会教育長

加藤 裕之



平成29年度定期監査（第2回）及び随時監査の結果の取扱いについて（報告）

平成30年3月23日付け29墨監第304号により通知のあったこのことについて、
別紙のとおり措置を講じたので報告します。

【担当】

教育委員会事務局

庶務課庶務・教職員担当

齋藤（内線5103）



平成29年度定期監査（第2回）の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区教育委員会教育長

指摘事項について

監査結果の内容	措置内容
<p>(1) 指摘事項</p> <p>ア 事務事業を行うに当たり、事案の決定手続が確認できないものや事案の決定手続に誤りがあるものがあった。</p> <p>(イ) 事案の決定手続が誤っていたもの</p> <p> b 墨田区事案決定規程に定める部長が専決を行うものを、課長による専決としているものがあった。(学務課)</p>	<p> b 当該文書を適正な専決区分に是正し、改めて決定した。(学務課)</p>

平成29年度定期監査（第2回）の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区教育委員会教育長

監査委員意見について

監 査 結 果 の 内 容	措 置 内 容
<p>(1) 適正な事務の執行について</p> <p>今回の監査においては、これまでの定期監査の結果に基づき講じた措置等により、一部の事務で改善が見られたが、事案の決定手続が確認できないもの、事案の決定手続が誤っていたもの、また交付要綱に基づかない補助金の執行などの不適切な事務処理が、依然として見受けられた。</p> <p>今回の結果を受け適切な事務処理の執行について、更なる改善策の検討や強化を要望したい。</p> <p>特に指摘事項に挙げた事案の決定手続に関するものについては、事務事業を進める上での根幹をなすものであり、不適切な事務処理は区民の信頼を損なうことに繋がる。管理監督者の的確な指導・監督、職員一人ひとりの意識の向上や知識の習得はもとより、事案の決定手続を所管する部課においても、全庁的に適正な事務執行が行われるよう、周知・指導等の徹底を図りたい。</p> <p>また、補助金の執行に伴う指摘事項に関しては、補助金が交付される団体に対し交付要綱に則った適正な事務処理を遺漏なく指導するとともに、所管課においても交付申請の審査や実績確認のためのチェック体制を見直すなど、同様の誤りが生じないよう努められたい。</p>	<p>(1) 適正な事務の執行について</p> <p>教育行政にかかる事務について適正に処理するためには、職員が根拠法令等をきちんと理解し、正しい手順を確認した上で決定手続きを進めていくことが重要である。</p> <p>知識習得はもとより、ミスを未然に予防するために、日常業務における職員一人ひとりの意識向上、また、複数によるチェック体制を強化した組織啓発について、取り組み、努めてきたところではあるが、改めて今回の監査結果について教育委員会として重く受け止めている。</p> <p>この結果を踏まえ更なる改善策として、事務マニュアル等に基づき事務執行を徹底し、個人の記憶や慣れに頼ることなく定期的に事務マニュアル等を見直し、根拠法令等の確認作業を行っていく。</p> <p>また、各事案を決定する理由をきちんと理解し、事務遂行のための正しい手順を踏むことの重要性をしっかりと認識し、これら留意事項を事務局内の管理監督者に対し明示するとともに、教育委員会事務局全体で事務手続きの適正化を図るため、職員全員への周知・指導等を徹底する。</p>

(2) 特定個人情報等の安全管理について

特定個人情報等の適正な取扱いについては、定期監査（第1回）の監査結果報告書で意見を述べたが、この間、昨年11月から「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律27号。以下「番号法」という。）に基づき、異なる行政機関間の情報連携も本格運用されたところであり、より厳格な運用が求められている。

特定個人情報の安全管理措置については、番号法、ガイドライン、国の通知、並びに区の基本方針及び規程に基づいて、組織的、人的、物理的、技術的の側面から安全管理措置を取り組むこととしている。

人的安全管理措置では、特定個人情報を取り扱う事務に従事する全職員に対し基礎的な知識を習得する研修を実施している。また、組織的安全管理措置では、特定個人情報を取り扱う全ての事務に関し、管理票及び取扱状況の記録簿の整備等を行い、事務の範囲や取扱責任者の明確化を図っている。

しかし、特定個人情報の取扱内容は、事務によって異なることから、基礎的研修に加え、各課においても、個別の事務に応じた実践的な研修も行う必要がある。

また、点検及び監査については、それぞれ定期及び必要に応じて行うこととしてしているが、いずれも十分な取組が行われているとは言えず、これらについても規程に則り実施する必要がある。

今回の監査においては、不適切な事務処理は無かったものの、今後、情報連携に伴い社会保障・税番号（マイナンバー）制度を活用する事務が増加することから、特定個人情報の安全管理措置の一層の徹底に努められたい。

(2) 特定個人情報等の安全管理について

特定個人情報等の適正な取扱いについては、職員一人ひとりが関連法令を正確に理解した上で、適切な運用と厳格な管理を徹底することが重要である。

特定個人情報等に係る安全管理の組織体制のあり方について、区長部局が行う職員に対する教育研修に準じ、教育委員会事務局においても、特定個人情報等を取り扱う事務について統一的な管理票や自己点検チェックリスト等を作成し、組織全体で有効に活用しながら安全管理を徹底する。

30 墨議第 126 号
平成 30 年 5 月 25 日

各部（室・担当・次・局）長
会計管理者

様

墨田区議会事務局長
浜田 将彰
(公印省略)

墨田区議会正副議長の就任について（通知）

平成 30 年 5 月 25 日開会の第 1 回墨田区議会臨時会において、下記のとおり正副議長が就任しましたので、お知らせいたします。

記

職名	氏名	住所	電話番号	所属会派
議長	たき ぎわ よし ひと 瀧 澤 良 仁	墨田区墨田 5-33-4	3611-4003	自由民主党
副議長	と も のぶ こ も 宣 子	墨田区緑 4-21-3-1101	5624-2700	公明党

※自由民主党＝墨田区議会自由民主党
公明党＝墨田区議会公明党

墨田区議会常任委員会及び議会運営委員会委員名簿

(平成30年5月25日現在)

企画総務 委員会 (8人)	坂下 修 (自民党)
	じんの博義 (公明党)
	村本 ひろや (共産党)
	堀 よしあき (新政会)
	福田 はるみ (自民党)
	とも宣子 (公明党)
	沖山 仁 (自民党)
	欠 員
地域子ども文教 委員会 (8人)	加藤 拓 (自民党)
	はねだ 福代 (公明党)
	坂井 ユカコ (自民党)
	大瀬 康介 (墨田才)
	あべ きみこ (新政会)
	はら つとむ (共産党)
	田中 邦友 (自民党)
	加納 進 (公明党)
産業都市 委員会 (8人)	おおこし 勝広 (公明党)
	中沢 えみり (自民党)
	しもむら 緑 (自民党)
	渋田 ちしゅう (都ファ)
	としま 剛 (共産党)
	高橋 正利 (公明党)
	田中 哲 (きずな)
	瀧澤 良仁 (自民党)
区民福祉 委員会 (8人)	佐藤 篤 (自民党)
	高柳 東彦 (共産党)
	西村 孝幸 (無所属)
	井上 ノエミ (新すみ)
	あさの 清美 (共産党)
	樋口 敏郎 (自民党)
	木内 清 (自民党)
	千野 美智子 (公明党)

議会運営 委員会 (9人)	福田 はるみ (自民党)
	加納 進 (公明党)
	加藤 拓 (自民党)
	中沢 えみり (自民党)
	あべ きみこ (新政会)
	樋口 敏郎 (自民党)
	おおこし 勝広 (公明党)
	高柳 東彦 (共産党)
	欠 員

(備考)

委員長
副委員長

(自民党) 墨田区議会自由民主党
(公明党) 墨田区議会公明党
(共産党) 日本共産党墨田区議会議員団
(新政会) すみだ新政会
(きずな) 地域連合「すみだの絆」
(墨田才) 墨田オンブズマン
(新すみ) 新しいすみだ
(無所属) 無所属の会すみだ
(都ファ) 都民ファーストの会墨田区議団

墨田区議会特別委員会委員名簿

(平成30年5月25日現在)

災害対策 特別委員会 (9人)	千野 美智子 (公明党)
	あべ きみこ (新政会)
	渋田 ちしゅう (都ファ)
	としま 剛 (共産党)
	中沢 えみり (自民党)
	じんの 博義 (公明党)
	田中 邦友 (自民党)
	坂下 修 (自民党)
	瀧澤 良仁 (自民党)
都区制度改革等 特別委員会 (9人)	はら つとむ (共産党)
	高橋 正利 (公明党)
	井上 ノエミ (新すみ)
	あさの 清美 (共産党)
	福田 はるみ (自民党)
	とも 宣子 (公明党)
	田中 哲 (きずな)
	沖山 仁 (自民党)
	木内 清 (自民党)
議会改革 特別委員会 (14人)	樋口 敏郎 (自民党)
	坂井 ユカコ (自民党)
	村本 ひろや (共産党)
	佐藤 篤 (自民党)
	しもむら 緑 (自民党)
	西村 孝幸 (無所属)
	大瀬 康介 (墨田才)
	堀 よしあき (新政会)
	加藤 拓 (自民党)
	はねだ 福代 (公明党)
	おおこし 勝広 (公明党)
	加納 進 (公明党)
	高柳 東彦 (共産党)
	欠 員

(備考)

委員長
副委員長

(自民党) 墨田区議会自由民主党
 (公明党) 墨田区議会公明党
 (共産党) 日本共産党墨田区議会議員団
 (新政会) すみだ新政会
 (きずな) 地域連合「すみだの絆」
 (墨田才) 墨田オンブズマン
 (新すみ) 新しいすみだ
 (無所属) 無所属の会すみだ
 (都ファ) 都民ファーストの会墨田区議団

30墨総職第397号
平成30年5月25日

各部（室・担当・次・局）長
会 計 管 理 者 様

総務部長 小 暮 眞 人
(公印省略)

墨田区監査委員の就任について（通知）

このことについて、下記のとおり就任しましたので、お知らせします。

記

1 就任者（平成30年5月25日付）

氏 名	住 所	選 任 区 分
田 中 邦 友	東京都墨田区八広一丁目39番17号	区議会議員選出

なお、木内 清 前委員は、平成30年5月24日をもって退任しました。

墨田区少年団体連合会会長への感謝状の贈呈について（報告）

墨田区教育委員会感謝状交付基準要綱第2条第3号、同要綱細目基準第12号に基づき感謝状を贈呈した。

1 贈呈種別

墨田区少年団体連合会会長退任に伴う感謝

（贈呈基準：会長歴1期2年以上で退任するとき）

2 被贈呈者

坂井 正廣（さかい まさひろ）

3 墨田区少年団体連合会役員歴

会長 平成19年6月 ～ 平成30年5月

副会長 平成17年5月 ～ 平成19年6月

委員 平成15年5月 ～ 平成17年5月

4 交付者名義

墨田区少年団体連合会会長と墨田区教育委員会教育長の連名

5 交付年月日

平成30年5月26日（土）